

グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業統括部 グリーンイノベーション基金室

GXフューチャー・リーグ(GXFL)への入会状況について

公募要領 P.11

◆ GXフューチャー・リーグ(GXFL)への入会の要件化

2026年4月からGXフューチャー・コンソーシアム(GXFC)が発足し、その取組の柱の一つとしてGXフューチャー・リーグ(GXFL)が創設されました。それに伴い、GX関連予算の補助金や委託事業を活用する際には、GXFLへの入会^(※1)が要件^(※2)となりました。

(※1)入会企業は個社単位で排出量目標・コミットメントの提出を行うことが必要

(※2)中小企業及び大学・国立研究開発法人等の研究機関(技術研究組合含む)は対象外

そのため、GI基金事業においても、**2026年6月以降、新たな公募への応募又は既に事業を実施いただいている事業者において増額の契約変更等を行う場合、GXFLへの入会を求めることとしています。**

GXフューチャー・リーグ(GXFL)への入会状況について

公募要領 P.10

◆ GXフューチャー・リーグ(GXFL)への入会状況(誓約書)の提出

GXフューチャー・リーグ(GXFL)への入会状況について、<別添5:GXフューチャー・リーグ(GXFL)への入会状況>を提出してください。

- 提案者(共同提案者含む)として位置づけられる全ての事業者について、1事業者毎に1枚提出してください。
- (補助先からの)委託先等は提出不要です。

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.19, 20

◆ 毎年度のWGへの出席

『主要な企業等の経営者^(※1)』は、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。

(※1) 主要な企業等の経営者

- ① WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲
国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体(大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社)、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等(コンソーシアム単位ではなく企業等の単位)
- ② 企業経営者について
原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有するもの。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.20

◆ 毎年度のマネジメントシート提出

- プロジェクトに参加する(主要企業以外も含めた)全ての企業等は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした(又は修正した)上で公開する予定です。
- (補助先からの)委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。
 - ① 経営者自身の関与(プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等)
 - ② 経営戦略への位置づけ(取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等)
 - ③ 事業推進体制の確保(経営資源の投入状況、専門部署の設置等)

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.20

- ◆ 取組状況が不十分な場合の事業中止・国費負担額の一部返還
(※(補助先からの)委託先等は適用外)
- WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である
(例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、
目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の
未実施等)と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。
**補助事業の場合、改善点の指摘後、改善が見られるまで補助金を
支払いません。**
- **改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見ら
れない場合には、WGは、事業の中止に係る意見を決議し、部会に
おいて中止の最終決定を行います。その場合、事業を中止した年度の補助
金は支払いの対象となりません。**

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.20, 21

◆ 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動 (※(補助先からの)委託先等は適用外)

- 野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、事業終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、**成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます**。企業等には、事業終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある『1. 事業戦略・事業計画』に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標(毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等)を含む**社会実装計画を提出**いただきます。
- NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、**
【(総事業費)×(インセンティブ率)×(目標の達成度)】(=インセンティブ額)
の金額を付与します。(インセンティブ率を除いた補助金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画をご参照ください。)

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

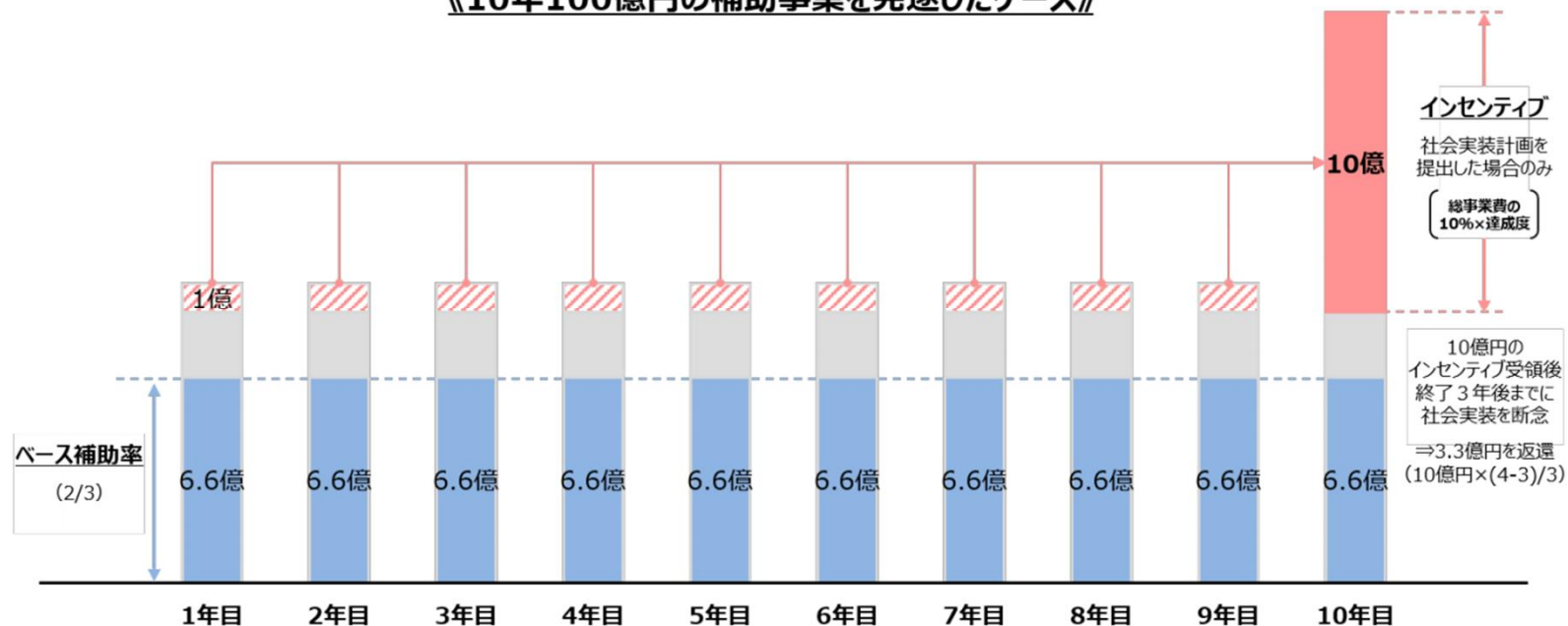
公募要領 P.20, 21

◆ 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

(※(補助先からの)委託先等は適用外)

- 補助事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のNEDOのフォローアップにおいて、企業等は、**社会実装計画の指標が未達である場合に、**
【(インセンティブ額)×(4-確認時点のプロジェクト終了後年数(1~3年))/3】
の金額を返還いただきます。

《10年100億円の補助事業を完遂したケース》



交付及び補助事業の事務処理等について

公募要領 P.7

- グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程に基づく交付決定を行います。
- グリーンイノベーション基金事業の補助事業では、「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルを適用します。
- グリーンイノベーション基金事業特有の取扱いについては、グリーンイノベーション基金事業に係る事務処理補足マニュアル（委託、補助共通）も併せてご参照ください。

処分制限財産の取扱い(補助事業)

公募要領 P.23

① 資産の帰属

- 取得財産の帰属は事業者になりますが、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

(交付規程第16条第1項、第2項)

② 財産の処分制限

- 取得財産のうち、処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするをいう。)を制限されたものについては、処分をしようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受けていただく必要があります。

(交付規程第9条第1項第十七号および第16条第3項)

- NEDOの承認にあたっては、原則として、当該財産の残存簿価相当額または当該財産の処分によって得た収入に補助割合を乗じて得た額をNEDOへ納付することが条件となります。

(交付規程第15条第4項)